

高知県中山間地域活性化資金取扱要綱

第1 目的

この要綱は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域において、地域の特性に応じた農林漁業の健全な発展を図るため、中山間地域において生産される農林畜水産物（以下「中山間地域農林畜水産物」という。）の加工の増進及び流通の合理化、中山間地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用の促進並びに中山間地域における農林漁業の担い手の生活環境の整備に必要な資金であって、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付けるものに対し県が行う利子補給等の取扱いにつき、高知県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年高知県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとし、もって中山間地域の農林漁業の総合的な振興を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において「中山間地域」とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1の第11号に基づき、農林水産大臣及び財務大臣の指定する別表に定める地域をいう。
- 2 この要綱において「中山間地域活性化資金」とは、中山間地域の活性化を図るため、この要綱の第3の規定に基づき融通される資金をいい、その資金の種類及び使途は、次のとおりとする。

（1）加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、製造、加工若しくは販売のための施設の高度化又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の品質の維持改善（以下「施設の高度化等」という。）に必要な施設の整備が行われることにより、中山間地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、中山間地域の農林漁業の振興に資するものについて、施設の高度化等に必要な施設の整備に必要な長期かつ低利の資金

（2）保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設（観光農園施設、観光牧場施設、森林レクリエーション施設、観光漁業施設、海浜等環境活用施設、遊漁船等利用施設、昆虫等養繁殖施設、自然景観保全施設、農林水産物直売施設、特産民芸品加工施設、屋内外調理施設、民宿施設、農林漁業資料展示施設、自然生態観察施設、総合案内所、駐車場、便所、更衣施設、休養施設、管理施設、ごみ焼却施設及びこれらに準ずる施設をいう。）であって、農林漁業の振興に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

（3）生活環境施設整備資金

中山間地域における生活環境の改善に必要な施設（農山漁村情報処理

・通信施設、農山漁村給排水施設、研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、ガス供給施設、休養施設、廃棄物処理施設、融雪・除雪施設、農林漁業者健康増進施設、生活安全保護施設、集落道、地域交流施設、老人福祉施設、有料老人ホーム及びこれに準ずる施設をいう。) であつて、農林漁業者の定住化に資するものの整備に必要な長期かつ低利の資金

第3 中山間地域活性化資金の貸付条件

1 貸付対象者

中山間地域活性化資金の貸付対象者は、次に掲げる者で、県税及び県に対する税外未収金債務を滞納していない者とする。ただし、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものと認めるときを除く。

(1) 加工流通施設整備資金

中山間地域農林畜水産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業を営む者

(2) 保健機能増進施設整備資金

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設を設置する者

(3) 生活環境施設整備資金

農林漁業者若しくはその組織する団体又はこれらの者若しくは地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している団体（以下「第3セクター」という。）であつて、中山間地域における生活環境の改善に必要な施設を設置するもの

2 融資機関

中山間地域活性化資金の融資機関（以下「融資機関」という）は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合連合会
- (3) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合
- (4) 水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会
- (5) 水産業協同組合法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- (6) 銀行、信用金庫及び信用組合

3 貸付条件

(1) 貸付金の限度

融資率 80パーセント

(2) 償還期限

資金の種類	償還期限（うち据置き期間）
加工流通施設整備資金	15年以内（3年以内）
保健機能増進施設整備資金	15年以内（3年以内）
生活環境施設整備資金	25年以内（8年以内）

(3) 貸付利率

中山間地域活性化資金の貸付利率は、知事が別途定める利率とする。

第4 中山間地域活性化資金の借入手続

中山間地域活性化資金の借入手続は、次により行うこととする。

- 1 借入希望者は、別記第1号様式による中山間地域活性化資金借入申込書（以下「借入申込書」という。）に別記第3号様式、別記第4号様式又は別記第5号様式による事業計画書、県税の滞納がない旨を証する納税証明書、税外未収金債務の滞納がないことに関する誓約書兼同意書（別紙）及び見積書等関係書類を添付して融資機関に提出するものとする。
- 2 融資機関は、3の事項につき、必要に応じ、農業協同組合、漁業協同組合等関係農林漁業団体の意見を求めたうえ、別記第2号様式による利子補給承認申請書を作成し、これに借入申込書（写し）及び事業計画書（写し）を添付して県に提出する。
- 3 県は、次の事項を十分勘案のうえ内容を審査し、利子補給の諾否の決定を行い、融資機関にその旨を通知する。

(1) 加工流通施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画がア、イ及びウに該当するものであること。

ア 借入申込者が中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等を締結していること。

イ 借入申込者が次のいずれかに該当していること。ただし、下記基準に該当しない場合であっても、施設の高度化等を行うことにより、中山間地域農林畜水産物の契約生産面積、契約農林漁業者数又は契約農林漁業者の販売収入等の増加が相当程度見込まれ、中山間地域の農林漁業の振興に特に資するものと認められるときは、下記に準じて取り扱うことができる。

（ア）借入申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を従前から取り扱っている場合は、施設の高度化等を行うことにより、当該中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の使用量又は販売量が事業実施後5年以内に概ね20パーセント以上増加することが確実

に認められること。

(イ) 借入申込者が中山間地域農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者との1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等により、当該中山間地域農林畜水産物若しくはその加工品の使用量又は販売量が最初の使用又は販売後5年以内に概ね20パーセント以上増加することが確実に認められること。

ウ 当該事業計画が中山間地域の農林漁業の現状、今後の見通し等から見て、中山間地域の農林漁業の振興に資するものであり、国、県の生産対策等と調和のとれたものであること。

(2) 保健機能増進施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画がア及びイに該当するものであること。

ア 借入申込者が、自ら農林漁業者、その組織する団体若しくは第3セクターであるか又はこれらの者と農林漁業資源の利用契約等を締結している者であることにより、中山間地域の農林漁業資源の総合的利用が図られると見込まれること。

イ 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和のとれたものであること。

(3) 生活環境施設整備資金

資金の貸付けに係る事業計画がア及びイに該当するものであること。

ア 当該事業計画が、当該中山間地域の農林漁業資源の利用計画等と調和のとれたものであること。

イ 借入申込者が第3セクターの場合には、当該第3セクターの償還計画、償還財源及び生活環境施設の管理、運営方法が妥当なものと見込まれること。この場合において、当該貸付対象となる生活環境施設は、最終的に地方公共団体に移管することを想定するものではないこと。

4 融資機関は、この決定に基づき、貸付けの決定を行い、貸付けを実行したときは、その旨を県に通知する。

第5 中山間地域活性化資金利子補給契約

融資機関は、中山間地域活性化資金として融資をすることにより、県から当該融資に対する利子補給を受けようとする場合は、規則第3条に定めるところにより利子補給の契約を別記第6号様式による利子補給契約書(以下「契約書」という。)によって締結しなければならない。この場合県においては、中山間地域活性化資金の融資対象者、融資対象事業の性格及び規模並びに融資機関の貸付体制、貸付条件及び取引実績を勘案のうえ、契約の相手方となる融資機関を選定するものとする。

第6 中山間地域活性化資金の利子補給金の支払

- 1 県は、規則及び融資機関との契約書に基づき、当該融資機関に対し、中山間地域活性化資金利子補給金を支払う。
- 2 県は、利子補給金の交付に当たっては、融資機関から提出される別記第

7号様式による中山間地域活性化資金利子補給金交付請求書及び別記第8号様式による中山間地域活性化資金利子補給金計算書に基づき決定するものとする。

- 3 前項の交付請求書は、毎年1月1日から6月30日までの期間（上期分）については7月31日、7月1日から12月31日までの期間（下期分）については2月15日までに提出するものとする。

第7 中山間地域活性化資金の調査

県は、中山間地域活性化資金の適正な運用を確保するため、規則第7条並びに契約書第14条の規定に基づき、中山間地域活性化資金の承認を受けて実施しようとする事業若しくは実施した事業又は当該融資機関の債権管理の状況等について調査することができる。

第8 指導勧告又は利子補給の打ち切り

県は、第7の調査の結果必要と認める場合は、次の処置を講ずるものとする。

- 承認前調査において事業計画が不備なものについては、事業計画の指導又は再検討を勧告する。
- 貸付け後調査において、国の法令又は県の要綱等に違反していると認められるものについては、繰上げ償還の勧告又は利子補給の打切りを行うほか、既に県から交付を受けた利子補給金の一部又は全部の返還を命ずることができる。
- 融資機関の債権管理の状況等の調査において、債権管理及び貸付金の経理等が不適当であると認められる場合は、当該融資機関に対し改善指導をするとともに必要な措置を取るべき旨を勧告する。

附 則

- この要綱は、平成17年4月20日から施行する。
- この要綱の施行の日前に貸付けられた中山間地域活性化資金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- この要綱は、平成26年4月16日から施行する。
- この要綱の施行の日前に貸付けられた中山間地域活性化資金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- この要綱は、令和2年12月7日から施行する。
- この要綱の施行の日前に貸付けられた中山間地域活性化資金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月4日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に貸付けられた中山間地域活性化資金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

市町村	中山間地域活性化資金における中山間地域
高知市	一部（鏡村及び土佐山村に限る。）
室戸市	全 域
安芸市	全 域
南国市	一部（上倉村及び瓶岩村に限る。）
土佐市	全 域
須崎市	全 域
宿毛市	全 域
土佐清水市	全 域
四万十市	全 域
香南市	一部（赤岡町、夜須町、吉川村並びに香我美町のうち東川村及び西川村に限る。）
香美市	全 域
東洋町	全 域
奈半利町	全 域
田野町	全 域
安田町	全 域
北川村	全 域
馬路村	全 域
芸西村	全 域
本山町	全 域
大豊町	全 域
土佐町	全 域
大川村	全 域
いの町	全 域
仁淀川町	全 域
中土佐町	全 域
佐川町	一部（尾川村に限る。）
越知町	全 域
梼原町	全 域
日高村	指 定 な し
津野町	全 域
四万十町	全 域
大月町	全 域
三原村	全 域
黒潮町	全 域

（備考）「中山間地域活性化資金における中山間地域」欄の市町村名は、合併前の市町村の名称

別紙

誓約書兼同意書

私は、高知県中山間地域活性化資金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること、関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有及び照会の結果について関係機関に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

年 月 日

高知県知事 様

住所・所在地
氏名

別記
第1号様式

中山間地域活性化資金借入申込書			
年 月 日			
○ ○ 御中			
住所			
氏名			
下記の通り中山間地域活性化資金を借り入れたいので、申し込みます。			
借入申込金額		最終償還期限	年 月 日
借入金の使途		元金の償還方法、時期	
借り受けようとする時期	年 月 日	利息の支払方法、時期	
保証又は担保			
償還計画			
特記事項			

(注) 財務諸表その他経営内容が把握できる資料を添えてください。

第2号様式

中山間地域活性化資金利子補給承認申請書

高知県知事

様

年 月 日

融資機関 所 在 地
名 称
代表者氏名
生年月日

下記の中山間地域活性化資金について、高知県中山間地域活性化資金取扱要綱第4の規定に基づき、利子補給を受けたいので、下記のとおり申請します。

貸付けの相手方	貸 付 予定額	資金使途	貸 付 予 定 時 期	貸付利率	利 子 補給率	据 置 期 間	償 還 期 限	備 考	高知県の決定
			年 月 日 年 月 日	%	%				

(注) 中山間地域活性資金の借入申込書(写し)・事業計画書(写し)等を添えてください。

第3号様式

事業計画書(加工流通)

年 月 日

	住所 氏名又は名称 (法人にあつては代表者)						電話番号			
							設立年月日			
(1) 申請者の現況	資本金	千円	常時使用する従業員数	人	営業内容			年商	百万円	
	既存設備の状況	施設の名称		所在地	事業内容等	能力等		備考		
	農林漁業を併せ行う場合その内容		経営作目・内容	経営規模	売上高(又は所得)に占める当該農林漁業の割合					
(2) 事業内容	事業種類	1. 施設の高度化 2. 品質の維持改善								
	目的									
	概要	(施設の高度化の内容、品質の維持改善の方法等)								
(3) 事業・資金計画	融資対象施設設置予定地		事業費		事業実施期間	年 月 ~ 年 月				
	区分	構造・能力 ・規模等	全体	うち当年度	資金計画	区分	金額		備考	
							全 体	うち当年度		
		土地				中山間地域活性化資金				
		建物				その他の借入金				
		機械装置				自己資金				
その他			そ の 他							
計			計							
(4) 中山間地域からの原料調達状況	安定的な取引を行う中山間地域(市町村)名									
	上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名() ()									
	上記原料調達計画	原料名	調達先	実績(年度)	計画(5年目)	伸び率	購入契約等の内容			
		地域内	t	t	%	(調達先名、期間等)				
			小計							
		全 体								
		地域内	t	t	%	(調達先名、期間等)				
			小計							
全 体										
その他の参考事項										

記載要領

- 1 販売施設の場合には、「原料」は「取扱品目」と読み替えて記入してください。
- 2 (4)の「上記中山間地域から調達する原料農林畜水産物等名」は、主要な製品の主要な原料農林畜水産物名を記入してください。
- 3 「原料農林畜水産物等」の「等」は、農林畜水産物の加工品をいいます。
- 4 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う業者は、(4)の「上記原料調達計画」欄の「実績〔 年度〕」を「初年度〔 年度〕」に修正して記入してください。
- 5 「その他の参考事項」欄は、中山間地域の農林漁業者の農閑期の雇用計画、実績等につき、適宜記載してください。
- 6 生産者との契約書(原料購入契約書、基本取引契約書、栽培契約書等)の写しを添えてください。

第4号様式

事業計画書(保健機能増進)

年 月 日

(1) 申請者の現況	住所 氏名・名称 (代表者)						電話番号 生年月日又は 設立年月日				
	資本金	千円	常時使用する従業員数	人	営業内容		売上高	百万円			
	既存設備の状況	施設の名称		所在地	営業内容等			備考			
	農林漁業を 併せ行う場 合その内容	経営作目・内容		経営規模	売上高			備考			
	(2) 事業内容	所在地									
		事業区分 事業地	1. 総合保養地域整備法(昭和62年法律第71号)第4条第2項第3号の重点整備地区 2. 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第3項の港湾区域等(注) 3. 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域 4. 3以外の都市計画区域 5. 上記以外の地域								
			事業の目的及び計画概要		(農林漁業資源の活用の内容等)						
(3) 事業・資金計画	区分	構造・能力 ・規模等	事業費		事業実施期間		年月～年月			備考 (金利、償還期限等)	
			全 体	うち当年度	資金計画	区分	金額				
			全 体	うち当年度							
			中山間地域活性化資金								
			その他の借入金								
			自己資金								
			その他								
		計									
(4) 農林漁業資源の 利用形態		1. 所有権に基づく利用 2. 所有権以外の権利()に基づく利用 3. 農林漁業者との契約に基づく利用(生産物採取契約等)									
(5) 中山間地域農林 畜水産物の利用 計画		利用する施設									
		使用・取扱農林畜水産物等									
		使用・取扱量									
		うち中山間地域内のもの									

(注)等とは、港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地、港湾法第2条第4項の臨港地区及び港湾法第37条第1項の港湾隣接区域をい。

記載要領

- 1 (2)の「地域区分」欄は、該当するものに○を付してください。
- 2 (4)の「農林漁業資源の利用形態」欄は、
 - ア 該当するものに○を付してください。
 - イ 「2. 所有権以外の権利に基づく利用」の場合は、()内に賃借権、漁業権等と記入してください。
 - ウ 「3. 農林漁業者との契約に基づく利用(生産物採取契約等)」の場合は、当該契約の写しを添えてください。
- 3 (5)の「中山間地域農林畜水産物の利用計画」欄は、土産物店、食品供給施設等を設置する場合は記入してください。
「使用・取扱農林畜水産物等」欄は、農林畜水産物及び農林畜水産物の加工品並びにそれら以外のものについて主要なものを記入し、それぞれの下の欄に当該使用量又は取扱量を記入してください。
- 4 農林漁業資源の利用状況がわかる計画一般図を添えてください。

第5号様式

事業計画書（生活環境）

年 月 日

(1) 申請者 の概要	住所 氏名・名称 (代表者)			電話番号				
				生年月日又は 設立年月日				
	個人の場合	経営作目・内容等	経営規模	年間生産額				
	法人 ・ 団 体 の 場 合	出資者・構成員(注)	出資者・構成員数	出資額	備考			
		計						
	農林漁業を 併せ行う場 合その内容	経営作目・内容等	経営規模	年間生産額				
	(2) 事業 内容	(事業の目的及び計画概要・農林漁業生活環境改善への効果等)						
(3) 事業 計 画	施設設置予定地			事業実施期間	年月～年月			
	事業 内 容	区分	構造・能力 ・規模等	事業費	資金 計 画	区分	金額	備考
				全体				
		土地	千円	千円		中山間地域活性化資金	千円	
		建物				その他借入金		
		機械施設				自己資金		
その他			その他					
計			計					
受益者数又は利用者数			受益地区・面積					
(4) 維持 管理	維持管理の主体							
	維持管理の方法							
	管理規程の内容 費用の負担方法等							
(5) その他 参考								

(注) 農林漁業者、その組織する法人(農協等)、地方公共団体、その他の者に区分して記入してください。

<添付書類> 申請者が法人・団体の場合、定款・規約等

第6号様式

中山間地域活性化資金利子補給契約書

高知県（以下「甲」という。）と、
(以下「乙」という。)とは、乙が貸し付ける高知県中山間地域活性化資金取扱要綱第2の
2に規定する中山間地域活性化資金（以下「中山間資金」という。）につき、甲が乙に対し
利子補給金を交付することについて、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（内容）

第2条 甲は、乙の融資に係る中山間資金につき、高知県中山間地域活性化資金利子補給規則（以下「利子補給規則」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

（決定書の交付）

第3条 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給決定書を交付することによって行うものとする。

（貸付けの期限）

第4条 乙は、前条の利子補給決定書の交付を受けたときは、その日から3月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りではない。

（利子補給の変更）

第5条 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給条件変更承認申請書に基づき、甲が利子補給条件変更承認書を交付することによって行うものとする。

（貸付け等の報告）

第6条 乙は、第4条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。

（利子補給金額）

第7条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規則第4条に規定する方式により算出した額とする。

（利子補給金の請求）

第8条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規則第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の2月15日までに、利子補給金交付請求書により行うものとする。

（利子補給金の支払）

第9条 甲は、乙から前条の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月末までにこれを支払うものとする。

2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数

に応じ、この契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延損害金(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を乙に支払うものとする。

3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(回収状況の報告)

第 10 条 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間ごとにつき、第 8 条に規定する利子補給金交付請求書に添付して甲に対し報告するものとする。

(貸付債権の保全)

第 11 条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならぬ。

(目的外使用の禁止等)

第 12 条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規則又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団排除措置による解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22 年高知県条例第36 号。以下この条において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。この条及び第12 条の2において同じ。)であるとき。

(2) 暴排条例第18 条又は第19 条の規定に違反した事実があるとき。

(3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(実施調査等)

第14条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第15条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(協議)

第16条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。

(契約の費用)

第17条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴訟は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　高知県
契約担当者　高知県知事

乙　　住　所
　　氏　名

第7号様式

中山間地域活性化資金利子補給金交付請求書

年 月 日

高知県知事

様

住 所

融資機関名

代表者職氏名

印

高知県中山間地域活性化資金利子補給規則第5条の規定及び利子補給契約書に基づき
年 期分の利子補給金 円の交付を請求します。

下記内訳書記載の金額は利子補給金
計算書原本と相違ないことを確認しま
した。

県協同組合指導課金融担当係 印

内 訳

年度融資	件	円
年度融資	件	円
計	件	円

※振込先

金融機関名	本支店名	種別	口座番号

第8号様式 資金の種類